

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	柴田 維
【住所又は本店所在地】	東京都世田谷区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年2月24日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ＴＯボックス
証券コード	500A
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	柴田 維
住所又は本店所在地	東京都世田谷区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ＴＯボックス 取締役コーポレート本部長 鳥海裕喜
電話番号	03-6452-5765

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年2月13日
訂正箇所	・ 提出者住所（非縦覧部分）の修正